

地域DX推進に向けた計画的なデジタル人材の 確保・育成や推進体制の構築について

総務省 地域力創造グループ 地域情報化企画室

人材育成・確保基本方針策定指針※の概要（デジタル人材関係部分）

（※）「人材育成・確保基本方針策定指針の改正について」（令和5年12月22日付け総行給71号・総行公130号・総行情111号 総務省大臣官房地域力創造審議官・総務省自治行政局公務員部長通知（各都道府県総務部（局）長・各指定都市総務局長宛に発出））

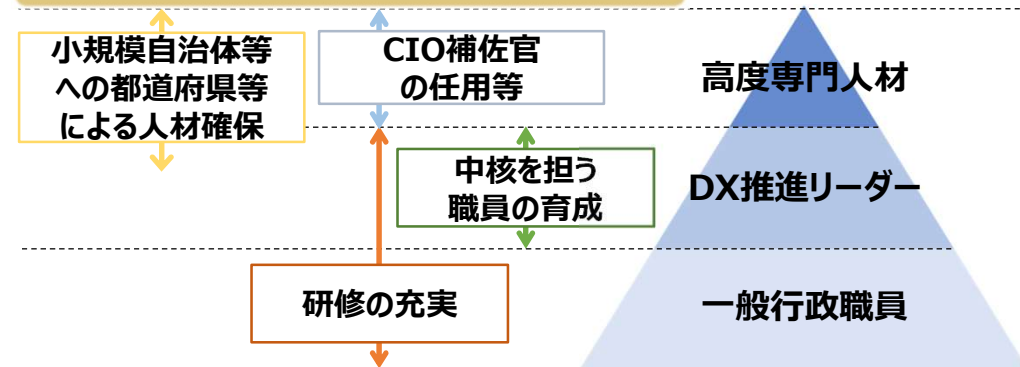
1. 新たな指針について

- 平成9年、地方分権推進の要である職員の人材育成を進めるため、地方公共団体が「基本方針」を策定する際に留意・検討すべき事項を提示した「指針」を策定（令和4年4月1日時点で、ほぼすべての地方公共団体（95.7%）が方針を策定）
- 令和5年12月、少子高齢化、デジタル社会の進展等により行政課題が複雑・多様化する中、これまでの指針を大幅に改正し、戦略的な人材育成・確保に取り組む上での新たな「指針」（人材育成・確保基本方針策定指針）を策定
- 特にデジタル人材に関しては、その育成・確保が急務であることを踏まえ、新たに「デジタル人材の育成・確保に関する留意点」を盛り込む

2. 基本方針の改正等に当たっての基本的な考え方

- **求められる職員像・職務分野等**に応じ**必要なスキル**を**明確化**
- 特に必要となる人材について、可能な限り**定量的な目標を設定**、定期的に検証、取組を改善
- **首長等が積極的に関与**、人事担当部局と関係部局が連携
- **単独では人材の育成・確保が困難な市区町村への都道府県の支援、市区町村間の連携**の強化

～デジタル人材の確保・育成の推進～



3. デジタル人材の育成・確保に関する留意点

留意点を踏まえ、DX推進リーダー育成の具体的な数値目標の設定等も含め、デジタル人材の確保・育成に係る内容を盛り込んだ「デジタル人材確保育成基本方針」を令和9年度までに全ての自治体で策定

- 「高度専門人材」「DX推進リーダー」「一般行政職員」の人材像ごとに想定される役割を整理
- **職員のデジタル分野の知識・スキル**の水準等を把握の上で、**人材像ごとに育成・確保すべき数値目標**を検討・設定
- **人事担当部局とDX担当部局等の緊密な連携、首長等のトップマネジメント層によるコミットメント等**によりデジタル人材の育成・確保に係る推進体制を構築
- 人材確保等が困難な市区町村に対する**都道府県による支援**
- **デジタル分野の専門性**と**行政官としての専門性を合わせて向上**させながらキャリアアップを図ることができる**キャリアパスの提示**

DXに係る市町村の現状

- **小規模団体**（人口5万人以下） **189団体が「1人情シス」状態**
（DX推進部局の担当者が1人以下）

市町村の声

- 小規模団体で自前にデジタル人材を確保することは困難で、都道府県による人材派遣を求める声が多い。その際、アドバイザーではなく、**実際に業務に従事してほしい**という要望が多い

① 小規模自治体の現状

- ・ **1人職員がDX担当部局と他業務を兼務。**
- ・ 情報システム担当になったものの、デジタルの素養がなく、**マニュアルを読むのにも苦勞。**

② 都道府県に求めるもの

- ・ 都道府県のスケールメリットを生かし、**人材を共有できる仕組み**を構築。
- ・ **市町村単体でデジタル人材の採用が困難。** 県との人事交流や県からの派遣など、**県全体で人材不足に取り組んでほしい。**

③ 求める人材・派遣形態

- ・ アドバイザーによる助言・業務分析だけではなく、**直接的に目の前の行政実務に関するDX推進サポート**する人材。
- ・ **自治体業務を理解**し、現実的な提案をする人材。
- ・ 回数や時間に縛られない派遣・**常勤的な派遣。**

都道府県と市町村が連携したDX推進体制と人材プール機能の確保

- 全国的な自治体DX推進のため、**都道府県が管内市町村と連携したDX推進体制**を構築し、
その中で、**都道府県が市町村支援のためのデジタル専門人材のプール機能を確保**する取組を推進
- 総務省としても、必要なノウハウの提供をはじめ、各都道府県における取組推進を総合的にサポート

推進体制

推進体制に
必要な4つの機能

①市町村との会議体設置

②ヒアリング等を通じ市町村
の現状・課題を把握

③市町村支援のために一定
の専門人材を確保

④システム共同調達など推進体
制下での取組テーマを設定

都道府県

DX担当課の職員等

常勤アクセラレータ
を中心に充実を図る

人材プール

自治体DXアクセラレータ

任期なし常勤職員

任期付職員

非常勤職員

委託事業者

派遣・
支援

市町村

取り組むこと

DX推進リーダー・
アクセラレータ
を中心に取り組む

●DX推進計画策定

重点取組事項

- ・自治体フロントヤード改革の推進
- ・地方公共団体情報システムの標準化
- ・公金収納におけるeL-QRの活用
- ・マイナンバーカードの取得支援・利用の推進 等
- ・セキュリティ対策の徹底
- ・自治体のAIの利用促進
- ・テレワークの推進

- 身近なDXの推進による業務改善
- 広域連携による人材育成
- システム・ツールの共同調達 等



● CIO補佐官
● DX推進リーダー

一部事務組合

連携中枢都市圏

総務省による取組支援

【人材確保・育成のノウハウ提供】

- ①DX推進体制の構築に向けた**伴走支援**
- ②「**ガイドブック**」「**参考事例集**」
- ③自治体大学等関係機関での研修

【人材確保支援】自治体の採用活動を広報

【アドバイザー派遣】

- ①**DXアドバイザー**
(主に自治体DX、
地方公共団体金融機構と共同)
- ②**地域情報化アドバイザー**
(主に地域社会DX分野)

【財政措置】

- ①都道府県等による市町村支援のデジタル人材確保に要する経費、
市町村によるCIO補佐官任用等に要する経費、
DX推進リーダー育成経費について**特別交付税措置**
- ②令和7年度から、アクセラレータのうち**常勤職員の人件費**
について**普通交付税措置**

都道府県と市町村の連携によるDX推進体制の構築

- 令和6年1月19日、総務大臣書簡を発出し、都道府県と市町村が連携したDX推進体制の構築・拡充を要請
- 市町村支援のための人材プール機能の確保に向け、令和7年度から、デジタル分野での一定の実務経験・スキルを持つ人材を「自治体DXアクセラレータ」として任命
- 令和7年度末時点、**全ての都道府県において推進体制の構築が完了**。今後は**推進体制のより一層の強化と活用促進**を図る。

推進体制の構築状況

①～④の全ての機能を揃え、
推進体制を構築しているのは**47団体**（令和7年度末時点）

①市町村との会議体等を設置

R5 43団体 → **R6 47団体**

②ヒアリング等を通じ市町村の現状・課題を把握

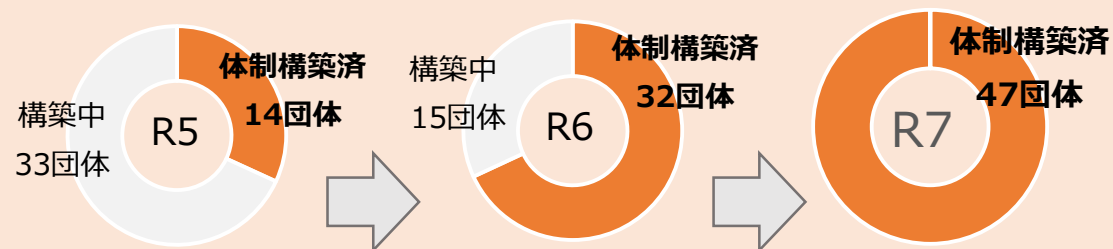
R5 38団体 → R6 43団体 → **R7 47団体**

③市町村支援のために一定の専門人材を確保

R5 26団体 → R6 38団体 → **R7 47団体**

④システム共同調達など推進体制下での取組テーマを設定

R5 27団体 → R6 45団体 → **R7 47団体**



◆ アクセラレータ数 **65名（25団体）**（R8.2.5時点 速報値）

✓ 推進体制や市町村支援のための人材プール機能の**強化・活用促進**に向け、伴走支援や人材供給源確保などにより、**デジタル人材確保やDX推進の取組を総合的に支援**

自治体DXアクセラレータの要件

都道府県が任用し、**市町村DX支援を主たる業務とする職員**のうち、以下のいずれかを満たす者。

- ① 民間企業、地方公共団体等において**デジタル分野に係る実務経験を5年以上**有すること。
- ② **IPAが実施する高度試験（レベル4相当）**のいずれかに合格していること。
- ③ ①②と同等以上の知見を有すること。

デジタル技術を活用した業務改革などシステムユーザー側の経験も含む。

アクセラレータに対する財政措置

- 都道府県が、デジタル人材としてのスキル・経験を有し、市町村支援業務を行う職員を確保した場合、**「自治体DXアクセラレータ」**に任命 → 今後数年間で、**全国で500名**程度の確保を目指す
- 都道府県に対し、アクセラレータの人件費等について財政措置

アクセラレータの要件

都道府県が任用し、**市町村DX支援**を主たる業務とする職員のうち、以下のいずれかを満たす者。

- ① 民間企業、地方公共団体等においてデジタル分野に係る実務経験を5年以上有すること。
- ② **IPAが実施する高度試験（レベル4相当）**のいずれかに合格していること。
- ③ ①②と同等以上の知見を有すること。

デジタル技術を活用した業務改革などシステムユーザー側の経験も含む。

- ※ 都道府県からの推薦に基づき、総務省が任命。
- ※ 任命状況（2/5時点 速報値）… 65名（25都道府県）

アクセラレータ等に対する財政措置

	～令和6年度	令和7年度～
常勤職員	特別交付税 (措置率0.7)	普通交付税 人数に応じて措置
非常勤職員		特別交付税 (措置率0.7) (～R11)

令和8年度は
一人当たり**840万円**程度

- ※ 都道府県に対し、総務省が財政措置を行うもの（民間企業等に対する補助金ではありません）。
- ※ 業務委託により確保した場合も、引き続き特別交付税措置。

都道府県等における市町村支援のためのデジタル人材の確保に要する職員の人件費等に係る特別交付税措置【拡充】

- デジタル人材が逼迫する中で、特に小規模市町村において人材確保が進んでいないこと等を踏まえ、都道府県等が市町村支援のためのデジタル人材の確保に要する経費に係る特別交付税措置を引き続き措置。
- 対象経費は、**非常勤のアクセラレータの人件費、民間事業者への業務委託、アクセラレータ（常勤・非常勤）の募集経費**等。
- 今後数年間で集中的にアクセラレータの確保に取り組むことができるよう、**令和7年度から令和9年度までの間、募集経費に係る対象経費の上限額を1団体あたり300万円に引き上げ**。
- また、令和8年度から、人件費相当額に係る対象経費の上限額を**1人あたり2,100万円に引き上げ**。

特別交付税措置の概要

対象団体	対象経費	措置額	対象経費の上限額	対象期間
			人件費相当額： 2,100万円/人 募集経費： 100万円/団体 → 300万円/団体	

- **都道府県（連携中枢都市等含む）による市町村支援のためのデジタル人材の確保に要する非常勤のアクセラレータ等の人件費、民間事業者への委託費、募集経費**等
- 上記の経費の一部につき**市町村の負担金**が生じる場合の当該**負担金**

対象経費の合計額に**0.7**を乗じて得た額

市町村支援業務の想定事例

- ・ DX・情報化計画／デジタル人材確保・育成方針等の策定・見直し案の作成
- ・ 標準化・クラウド化に向けた助言・仕様調整
- ・ デジタル技術等も活用した業務見直し（BPR）、システム発注支援
- ・ データ利活用に関する助言
- ・ 人材育成（研修企画・講師等）
- ・ セキュリティ研修・監査支援
- 等

<都道府県による市町村支援（イメージ）>



※ 普通交付税措置の対象となる常勤のアクセラレータの人件費については、特別交付税措置対象外。

留意点

- 主な所掌事務が市町村支援業務でないデジタル人材に係る経費は、対象外。
- 民間事業者への委託の場合、デジタル人材の人件費以外（交通費、通信運搬費等）に要した経費は、対象外。ただし、事業運営経費等のうち募集経費に相当する経費は、措置の対象。

自治体DX推進体制強化支援事業【継続】

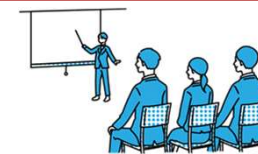
R8当初予算額案 0.6億円
R7補正予算額 2.0億円
(R6補正予算額 2.0億円)

○ 推進体制の構築・活用状況については、都道府県ごとにばらつきがあり、特に、推進体制の中心となる人材プールの確保にあたっては、多くの都道府県が、適切な人材がいないことや人材像・ジョブディスクリプションの明確化といった点に課題を抱えている状況。

➡ フォーラム開催等により**全国的なDXの機運を醸成**しつつ、都道府県における人材確保及び**具体的なDX取組テーマにそった市町村支援**についての**伴走支援**、都道府県による採用を希望するデジタル人材についての情報提供等を実施することで、**DX推進体制の一層の強化と活用促進**を図る。

1. 機運醸成

- 自治体職員を対象とした**フォーラム**を開催
 - ・ 自治体のDXを支援する事業者やDX分野の有識者も招へいし、市町村支援の成功事例の共有や意見交換を実施
- ➡ **DXの意義を広く共有・全国的なDXの機運を底上げ**



2. 人材確保・活用支援

- 都道府県のニーズを踏まえ、人材確保・市町村支援の取組を**伴走支援**
 - ・ 総務省が、**県と市町村で連携して取り組むべき「重点テーマ」**を提示
 - ・ **都道府県が選択したテーマに沿った取組と、その推進の基盤となるアクセラレータの確保**を支援
 - ・ 伴走支援を通じて創出した**人材プール活用の好事例を全国に展開**

《重点テーマ》

- ・ システムの共同調達
- ・ 自治体フロントヤード改革の推進
- ・ 職員の業務改善に向けた庁内DXの推進
- ・ データ利活用
- ・ 市区町村のデジタル人材の確保・育成に係る方針の策定支援
- ・ 自治体のAIの利用促進

- **アクセラレータとして市町村DX支援を希望するデジタル人材**について、総務省が都道府県に情報提供
- ➡ **人材確保と具体的なDXの取組を併せて支援することで、実効性のある推進体制構築を推進**



3. 人材育成支援

- アクセラレータやDX推進リーダーのスキル支援を実施
 - ・ 都道府県が確保した「自治体DXアクセラレータ」の自治体内での活躍を支援するため**行政実務研修**
 - ・ 自治体業務に精通した内部職員を即戦力のDX人材として育成するための**DX推進リーダー育成研修**

➡ **人材確保支援と併せて職員育成支援を行うことで推進体制の質の向上につなげ、市町村支援の実効性を高める**



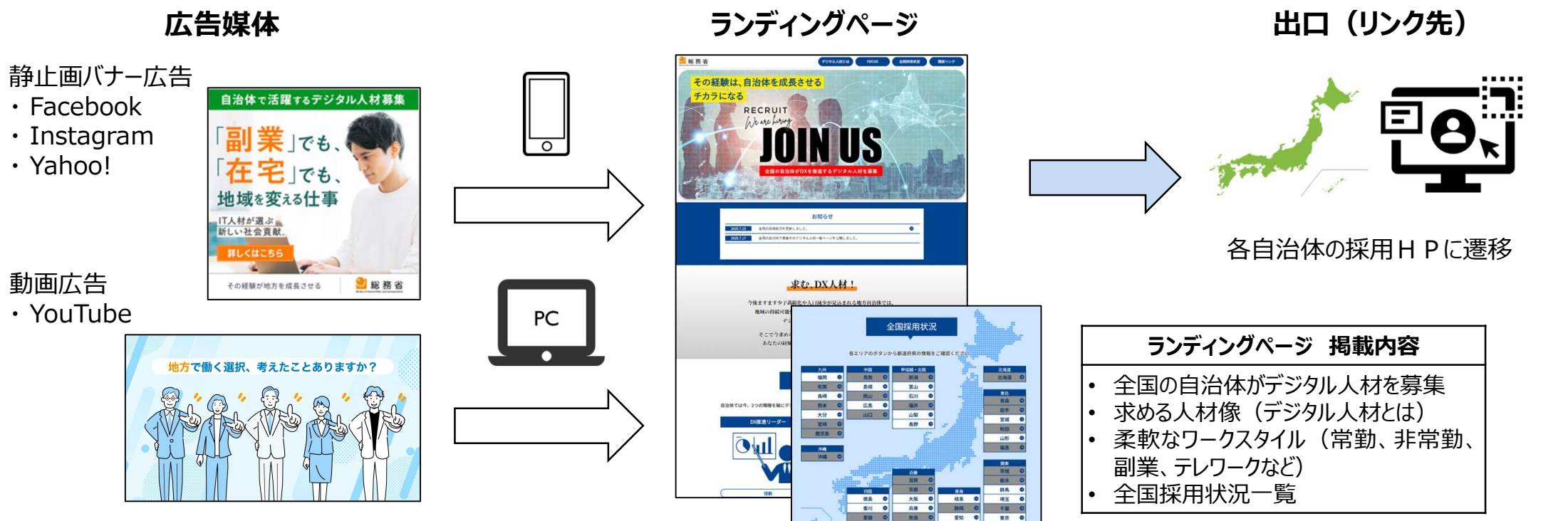
人材プールの確保に向けた人材・協力企業の掘り起こし

○ 都道府県と市町村が連携したDX推進体制を構築し、その中で、都道府県が市町村の求める人材プールを構築していく上では、「人材の供給源」の確保が課題。

➔ デジタル人材への広報やIT企業等に対する働きかけを実施。

デジタル人材に向けた広報

- 自治体独自のデジタル人材の募集では応募が集まりにくいという実情を踏まえ、自治体のデジタル人材の採用活動を、SNS等を活用した広報により支援。
- SNS等に配信する広告から遷移するランディングページでは、各自治体におけるデジタル人材の採用時期や勤務条件、採用募集ページのリンク等を掲載し、潜在層を含むデジタル人材が採用情報にリーチしやすい環境を整備。

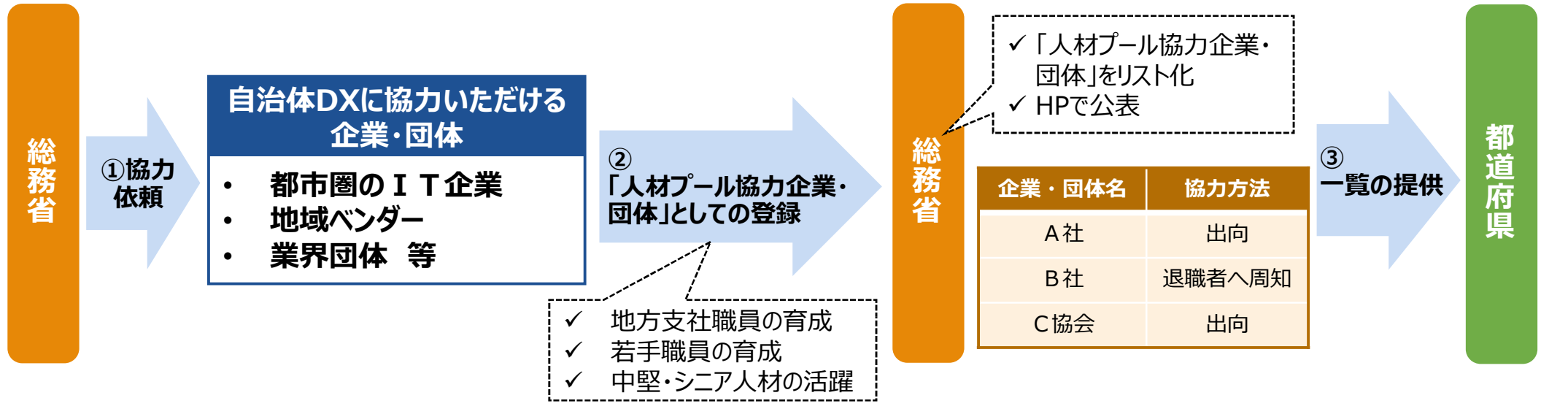


IT分野等の企業への働きかけ

○ 自治体に対するデジタル人材の派遣に関心を有するIT企業等を中心に、人材プール確保の取組への協力を働きかけ。協力企業の一覧を、派遣調整を希望する都道府県に対し提供。

都道府県の人材プール構築に向けた民間企業等との協力体制の構築

「人材プール協力企業・団体」の募集



一覧を活用した都道府県への職員出向



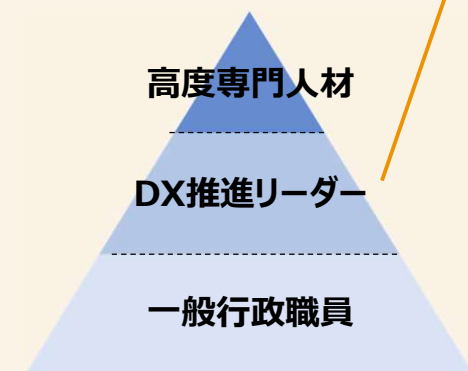
地方公共団体におけるデジタル化の取組の中核を担う職員(DX推進リーダー)の育成に係る特別交付税措置【延長】

- 計画的なデジタル人材の育成が喫緊の課題であることを踏まえ、DX推進リーダーの育成に係る経費に係る特別交付税措置を令和11年度まで延長。

特別交付税措置の概要

対象団体	対象経費	措置額	対象経費	対象期間
			の上限額	
都道府県 市町村	<ul style="list-style-type: none"> ○ DX推進リーダーの育成に係る研修に要する経費、民間講座の受講料、資格取得のための受験料 (初歩的なものではなく、一定の専門的な資格試験を対象) 等 (想定される経費) <ul style="list-style-type: none"> ・ 育成プログラム実施に係る委託費又は負担金 ・ 民間事業者、大学等の講座受講料 ・ 人材育成事業に必要なその他の経費 (育成プログラム策定経費、ソフトウェアライセンス料など環境整備に要する経費 等) 	対象経費の合計額に0.7を乗じて得た額	なし	R11年度まで

DX推進リーダー
デジタル分野の専門的な知識・スキルを有し、DXの中核を担う職員。



<自治体DX全体手順書>

「内部職員をDX推進リーダーとして集中的に育成・確保していくにあたっては、**DX推進リーダーとして育成する職員を指定**※し、**集中的に育成プログラムを実施することが求められる。**」

※ 指定にあたり、「職員本人の希望」のほかに参考とすべき情報

- ・ 対象職員のこれまでの職務経歴 (特にシステム、Webサービス・アプリケーション等)
- ・ 民間IT企業での実務経験
- ・ 独立行政法人情報処理推進機構が実施する情報処理技術者試験等の資格取得状況

留意点

- **令和8年度から、都道府県等が市町村のDX推進リーダーに対して行う研修等に要する経費についても、措置の対象。**
- **自治体DXアクセラレータとして確保した者に対して行う研修に要する経費**についても、当該者をDX推進リーダーに指定する等本特別交付税措置の要件を満たす限り、措置の対象。
- 育成プログラム上に記載の無い研修や幅広な職員を対象とした研修に係る経費は対象外。

市町村におけるCIO補佐官等としての外部人材の任用等に係る 特別交付税措置【延長】

- 市町村のDXを推進する上で、CIOのマネジメントを専門的知見から補佐するCIO補佐官等（※1）の役割が鍵となるため、市町村がCIO補佐官等として、外部人材の任用等を行うための経費に係る特別交付税措置を令和11年度まで延長。

特別交付税措置の概要

対象団体	対象経費	対象経費（詳細）	措置額		対象期間
				対象経費の上限額	
市町村	①任用等経費	市町村がCIO補佐官等として、外部人材の任用等を行うための経費として次に掲げるもの（※2） <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別職非常勤職員として任用する場合 → 報酬等（期末手当等を含む。） ・ 外部に業務委託する場合 → 委託料等 	対象経費の合計額に 0.7 を乗じて得た額	なし	R11年度まで
	②募集経費	市町村がCIO補佐官等として、外部人材の募集を行うための経費	対象経費の合計額に 0.7 を乗じて得た額	100万円	R11年度まで

（※1）CIO補佐官等とは、DX推進のマネジメントを担うCIO等を専門的知見から補佐する者であり、役職の名称がCIO補佐官に限られるものではない。

（※2）1団体においてCIO補佐官等として複数の外部人材の任用等を行った場合、**財政措置の対象上限は3名分**（令和6～11年度）

留意点

- 措置対象となるCIO補佐官等の業務は、全庁的・横断的にDX推進を図る「特別職非常勤職員の助言業務」に相当するもの。
- 業務委託も対象となるものの、単なる各種計画策定の業務委託は対象外。また、内部検討の助言等の対象部分は、必要に応じて按分計算して報告していただく必要。

DXアドバイザー（地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業）

事業概要

- DX各分野の**専門家によるアドバイスを、申請 1 件あたり年間原則10回以内**受けられる
※ 派遣人数は1回につき原則1名。1日の派遣につき、アドバイスの時間は2時間以上7時間以内。
- **自治体による派遣経費（謝金、旅費）の負担はなし**
※ 地方公共団体金融機構が負担
※ アドバイザーは自治体からの推薦による登録が可能

類型と実績

類型	内容	具体例	令和6年度実績
課題対応 アドバイス事業 【手挙げ式】	自治体行政におけるDX等に取り組む市区町村等に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ● DXの機運醸成 ● マイナンバーカードの利活用 ● データ利活用・EBPM ● 自治体職員のデジタル人材への育成 ● 外部デジタル人材の確保 ● 情報システムの標準化・共通化 ● 行政手続のオンライン化 ● BPR・業務改革 ● セキュリティ対策 等 	185団体
課題達成 支援事業 【プッシュ型】	令和7年度までに標準化対応に向け、事業進捗に課題を抱えている団体に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 小規模団体等を中心に移行計画の作成 ● Fit&GAPの実施 等の標準システム導入に当たっての技術的・専門的な支援	36団体
啓発・研修 事業	都道府県が市区町村の啓発のための研修会・相談会を実施	***	15団体 ※うち1団体は 首長・管理者向けトップセミナー

- **活用事例集を策定**（総務省HP:https://www.soumu.go.jp/main_content/000921634.pdf)
→ 「システム調達と業務改革」、「人材育成」、「経営層の意識醸成」に係る**具体の助言内容や効果等を掲載**

更なる活用に向けた改善（令和8年度～）

- 申請1件あたりの派遣回数を**年間原則5回から年間原則10回に拡充**
- 自治体におけるAIの利用に関するワーキンググループ報告書において、自治体の業務効率化や行政の質の向上のため、生成AI・AI・RPAの重要性が言及されたことや、自治体における支援ニーズ等を踏まえ、**取組分野に「AI（生成AI含む）・RPAの利活用の推進」を明記**
＜取組分野＞
DXの機運醸成、情報システムの標準化・共通化、マイナンバーカードの利活用の推進、行政手続のオンライン化、データ利活用・EBPM、BPR・業務改革、自治体職員のデジタル人材への育成、外部デジタル人材の確保、セキュリティ対策、**AI（生成AI含む）・RPAの利活用の推進**、消防防災DX、その他